

国自旅第245号
平成24年8月8日
一部改正 平成24年12月12日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」（昭和62年運輸省告示第49号。以下「標準運送約款」という。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

改正点は、新たな高速乗合バス制度の導入に伴い、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第35条に基づく事業の管理の受委託に係る規定を整備するとともに、払戻手数料に係る規定を改正するものである。また、現在、身体障がい者及び知的障がい者のみについて規定されている障がい者割引について、平成5年に障害者基本法において身体、知的、精神の3障害同一の考え方で「障害者」が定義されたことや、平成18年に精神障害者保健福祉手帳の様式が改正され、写真添付が義務付けられたことにより本人確認が容易となったこと、近年、精神障がい者割引が適用される運行が着実に増加していることなどを踏まえ、身体障がい者及び知的障がい者に関する規定と同様に、精神障がい者割引についての規定を整備するものである。

これに伴う、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する指導等については下記のとおりとするので、関係団体に加盟していない事業者を含め、その実施につき遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 共通事項

- (1) 今般の改正趣旨等を踏まえ、事業者に対して、特段の事情がない限り、改正後の標準運送約款の規定を適用するよう指導すること。
- (2) 改正後の標準運送約款を適用する場合を含め、運送約款を変更しようとするときは、法第12条第3項及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第6条の規定に基づき、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも7日前までにその旨を営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するよう事業者を指導すること。

2. 事業の管理の受委託関係（標準運送約款第2条、第6条及び第54条関係）

事業の管理の受委託においては、委託者の運送約款を適用することになるため、受託者が、その運転者、車掌その他の係員に対し、委託者の運送約款について適切に周知徹底を行うよう指導すること。

3. 精神障がい者割引関係（標準運送約款第24条関係）

- (1) 今般の改正趣旨等を踏まえ、事業者に対して、改正後の標準運送約款の適用及び精神障がい者割引運賃の設定の届出について、理解と協力を求めること。

なお、今後、改正後の事業者毎の標準運送約款の適用状況及び精神障がい者割引運賃の設定状況を調査する予定（改正告示の施行の日（平成24年9月末日）頃の見込み）であるので、申し添える。

- (2) 事業者から、精神障がい者に対する各種割引運賃の届出があった場合には、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第3項第2号及び平成24年7月31日改正後の規則第10条第4項第2号の規定に基づき、法第9条第6項（運賃の変更命令の発動要件）に該当しないものと認め、あらかじめの届出をもって足りるものとして取り扱うこと。

- (3) 事業者が、運転者その他の従業員に対し、この機会を活用して、障がい者割引の適用や車いす使用者の乗降・車いすの固定のための設備の使用方法などを含む障がい者及びその同伴者に対する取り扱いについて、適切に周知徹底及び指導監督を行うよう指導すること。

- (4) 精神障がい者割引を実施する事業者に対して地方公共団体が助成を行っている地域も多数存在するが、今般の標準運送約款の改正は引き続きこのような助成を行うことを否定するものではなく、むしろ、そのような措置が引き続き講じられることが障がい者割引の継続上重要であるため、誤解がないよう、この旨、地方公共団体に対して機会を捉えて周知すること。

4. 払戻手数料関係（標準運送約款第26条関係）

標準運送約款第26条に基づき、改正告示の施行の日（平成24年9月末日）までに払戻手数料を別途定めるとともに、法第12条第3項及び運輸規則第6条の規定に基づき、当該事項を実施しようとする日の少なくとも7日前までにその旨を営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するよう事業者を指導すること。

附 則（平成24年12月12日 国自旅第361号）

本取扱要領は、平成24年12月12日以降から適用するものとする。